

令和3年神奈川県議会第2回定例会 共生社会推進特別委員会

令和3年7月5日

鈴木委員

私は委員会資料の1ページからいきましょう。

まず、先ほど、憲章の普及率が22.9%ということでしたが、何でこんなに少ないのですか。理由は分析されましたか。

共生担当課長

令和2年度県民ニーズ調査の数字でございます。こちらにつきましては、各世代の方に調査を送りまして、回答が返ってくる年代を確認しますと結構高齢の方が多いという数字になっております。そうしたところ、若年層からの回答が少ない中でも、やはり認知度が低いということがございますので、若年層の数字が低いということが一つ要因かと考えております。

鈴木委員

その中で、さっき共生担当課長から、若い人用に広報したツイッターでの広告のリーチ数が170万人にいったって言ったよね。これはいつの話で、何回170万人にいっているの。

共生担当課長

昨年度の時点でございます。いつ時点ということでは把握をしていないです。

鈴木委員

ツイッターだから170万人に毎日いったわけじゃないだろう。あなたは自分でこのツイッターのページを見たか。たったの594人しかフォロワーがない。インスタグラムのフォロワーも192人だ。私でさえ600人から1,000人近くいるのに。私が心配しているのは、大の神奈川県が事業をやって、これだけの大々的な特別委員会やっておきながら、フォロワーがこんなに少ないなんていうようなことをどのように分析しているのか。

私も、委員会資料に普及に向けた取組と書いてあるから質問していますが、普及も何もあったものじゃないよ。だって、170万人とあなたが言ったことは、広告を打ったから1日か1週間ぐらいで170万人のリーチ数だっただけで、ところが現実には、ツイッターのフォロワーなんて1,000人にも満たない594人しかいない。それも、いいねなんてまだあまりついていない。

あなた方が普及啓発のために税金を使ってこういう広報活動をして、一体いつまでに何をしようとしているのか。

共生担当課長

委員から御指摘のありましたSNSの広報につきましては、おっしゃるとおりリーチ数ということでございます。認知度の向上につきましては、インスタグラム、ツイッター等、確かにフォロワーが少ないという状況があります。ただ、若年層への広報につきましても、県として強化していくべきやいけないと考えている中、現在、総務局デジタル戦略本部室とも連携しましてアドバイスいただきながら、どのようにすればフォロワーが増えていくかということについては検討しているところでございます。

鈴木委員

私が教えてあげるよ。この問題って抜本的な問題なのだ。

まず、この憲章を見てごらん。4つの憲章があるけれども、最後のところにこう書いてある。この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます。あなた方が言っているこの憲章の実現って何。

共生担当課長

最後の部分につきましては、憲章の理念が4つ書いてありますとおり、全ての人の命を大切にする、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する、こういった理念の実現に向けて取り組んでいくということでございます。

鈴木委員

そう言うと思った。私が聞いているのはそうじゃなくて、あなたが言った4つを実現するためにはどうするのか。私が委員会資料のタイトルを見て心配したのは、本来ならば、ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現と普及だろう。実現はどうするのだ。あなた方は案の定ヘルスケア・ニューフロンティアの事業と似ている。こういう個別のことをだらだら出してくるのだ。それを県民は知らない。

私も本会議の代表質問で指摘した。要するに、当然、津久井やまゆり園の問題というはあるが、ともに生きる社会をつくろうというようなことに対して、その社会ってどういう社会なのか、それが明確にならないでどんな施策を打つたって、県民が分かるわけがない。これは共生担当課長に聞くよりも上の方に聞いたほうがいいんじゃないの。

共生推進本部室長

前々から委員会の場でも御議論がありますが、認知度を向上させたいということを、我々もずっと課題として抱えてきたのです。

まず憲章を知っていただく。憲章を知っていただくことが最終目的ではないということは、我々も理解をしているのですが、これは委員のほうからも、今日、御議論がありました。その認知度の向上だけではなくて、憲章の目指す社会を実現していくことが大事なのだと。

ただ、我々としては、まずこの憲章が普及している一つの尺度として認知度というものを使わせていただいて、ここでまず知っていただいて共感していただく。共感を広げていくことによって、ともに生きる社会に近づいていく。認知度だけ気にしてやっていけばいいということではないですが、まず認知度を高めていきたいということで取組を進めてきました。

鈴木委員

それでは聞くけれども、そもそもともに生きる社会というはどういう社会なのだ。あなたが言っている卵が先か鶏が先かという話は私も分かる。だけれども、ともに生きる社会ってどういう社会なのだ。ユニバーサル社会と何が違うの。ユニバーサル社会、バリアフリーの社会がいっぱいあります。その中で、この神奈川県が目指す、ともに生きる社会というはどういう社会なのだ。それがなかったならば、どんなに憲章をあなた方が言ってみても、聞いている人は分からない。

そもそも普及というのは、普及イコール即実現だから認知する。4項目がばらばらあって、その普及だけを一生懸命やっても、人はそれを見てそうだなんて思わないと思う。さっき共生担当課長が言っていた4つの目指すターゲットに向けて、その元はこれだっていうものを出さなければ、県民の認知度なんて上がらないと思う。ヘルスケア・ニューフロンティアの未病事業とそっくりだ。あなた方のやっている施策ってみんなそうだ。それで、個別にどんどん出すぐらい我々もそれで質疑をする。だけれども、どういうことなのか県民は知らないのだ。だから私も言った。未病についても、何年たったってそれが何なのか分からぬ。そういう一つ一つの施策が具体的に、どのようなものを目指して、ゴールはどこなのか、そういうものを見る化していないからこういうようなことになるのだ。

ユネスコもみんなそうだろう。世界遺産があつて、ユネスコ憲章に向かっていくわけだ。だから、こういう憲章の実現って、さっき共生担当課長が言っていた4つの柱があるのであれば、いきなり社会がどうのこうのというよりも、それをより具体的にこうしていきますというようなものを一つ一つ見る化していくかないと。

共生担当課長

憲章の普及啓発、ともに生きる社会の実現に向けては、まず、やはりつくった憲章、このもの自体をまず知っていただき、理念への理解、それから共感、こういったものを持っていただきなければいけないと考えております。

こうした理念、共感への取組としまして、我々のほうでも、例えば、若年層への取組として、大学生に周知し、理解していただいて、大学生がともに生きる社会の実現のためにはどういう取組をすればいいのかということを、実際行動していただいております。こういったことが一つ見る化と考えます。

鈴木委員

だから各論にあなたが入っちゃいけないと私は言っている。各論の話なんて聞いていない。あなた方いつも答弁のすり替えをしているようだ。

私は今、あなたの上司の方に、これをどうするのだと聞いている。大学生がどうのこうのという各論なんて私は聞いちゃいない。

そうじやなくて、一つ一つの柱をきちっとつくっていかないと、あなた方のやっている施策はこうだって言えないじやない。そして、共同会の問題、やまゆり園の事件の問題、こういう各論に入っていったときには、私は本当に一生懸命進んでいっていただきたい。

だけれども、とも生きということであれば、みんなが共有しなきやならないものは、この憲章だけじゃないだろう。憲章の基礎について共感を得ていかなければ、憲章って成り立たないじやない。例えば、万が一何かがあって、これをやりましょうとなれば、どうやればいいんですかって必ず聞くだろう。要するに何かをやりましょうと言ったときに、どうやるのですかって答えるのが本来の社会だ。その社会の中の、どうやるのですかって部分がない。だから、あなた方はいつまでもツイッターのフォロワーがたかだか594人ぐらいしかないのだ。

あなた方が出しているものを見てみるとみんなそうです。例えば、新庁舎の

1階に絵画を展示している。申し訳ないけれども、そういうようなことは本来聞きたいものじゃないだろう。本来、ともに生きることについて、どういう形であなたの心のバリアフリーに訴えるのか。また、津久井やまゆり園で人間がこういうことをしたので、こんなことに対してもっともっと声を上げようとか、そういうリアルなものになっていかなければならぬのに、打ち出しているのはイベントなのだ。だからイベントさえやっていればいいのではないかと、あなた方がいつかそのようになるのではないかと私は心配している。

共生推進本部室長

我々もこの憲章を議会と一緒につくったときに、やはりあの事件が出発になっておりました。あの事件を二度と繰り返してはいけない、その誓いを含めてこの憲章をつくって、その憲章をまずは知っていただくことで、共生社会に近づいていくのだということを一生懸命やってきているのかなと思っています。委員から施策の柱や中身について御指摘がありましたが、我々はこの憲章の4つの項目のうち、特に前の3つについて、具体的にこういう社会を目指していくと書かれていると思っています。そこに近づいていくときに、その近づいている度合いはどうなのかと測る目安が、まずは知っているか、知らないかという憲章の認知度で図っているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

鈴木委員

全然理解できない。確かに議会としてもこの憲章を出してきた。何ともう四、五年たっている。その間に何をしていたの。だって、ちょっと前の数字かもしれないが、22.9%なんて普及度というのは、企業だったとしたらあり得ないことだ。これは何なのかと聞いたところ、申し訳ないがあまり明確な答弁ではなかった。分析してああでもないこうでもないってやるのは各論であって、それがうまくいかないから22.9%なのだろうと普通の社会ならそう考える。それが何なんのかというようなことについては、私がさっきから言っているように、行政側として具体的に肉づけしていかなきゃ駄目だろう。

常任委員会じゃないから、これ以上は詰めない。あなたもトップでいらっしゃるなら、一度そのことをしっかりと考えておいてほしいということを要望しておく。常任ならもっと一から詰めたいけれども、ここまでにしておきたいと思います。

もう一つは、委員会資料の20ページです。(b)友好国交流先との国際交流の推進と書いてある。以前、国際文化観光・スポーツ常任委員会のときに議論する時間がなかったからしなかったが、姉妹都市になるスウェーデンのヴェストラジヨーランド県が、何がら年じゅう国際交流の推進の中になぜか入っていないことについて、私はいつも分からなかった。

私も今から5年前に副議長としてデンマークとスウェーデンに行かさせていただいた。このときに、物すごく相手方の知事も交流をしたがっていた。特に高校生と。何でいつもこうやって北欧についてはパスされるのか素朴な疑問だ。

国際課長

今回の委員会の資料につきましては、昨年度の実績ということで、直近のところを記載させていただいているところでございます。また、友好地域との交流につきましては、中国・遼寧省、韓国・京畿道、またアメリカ・メリーラン

ドというように県のほうでも交流の周年事業を実施し、友好提携を結んでいるところがあります。あと共同宣言というものもあります、その種類の違いというのがございます。

鈴木委員

言っていることが分からない。もうちょっと分かりやすく教えて。何で書いていないのか、何でやらないのかということを単純に聞いているだけです。

国際課長

友好交流につきましては、友好提携地域と共同宣言というエリアがあり、そこで違いがあります。それによって、例えば、交流の度合いには当初から若干レベルが違う部分はございました。とはいって、共同宣言のところと何もやらないということではございません。先方とのやり取りで、例えば、こういったことをやりたいというような申出があれば、それは随時検討していくということになります。

鈴木委員

こちらからやろうと言ってきな。だって向こうからは来ないと思う。昼と夜がひっくり返った北欧のあんなところからじかには来ないよ。

何でこんなこと言ったのかというと、やはり学ぶことがすごく多く、福祉についても何にしても、私はすごく勉強になりました。失礼な言い方だけれども、日本人の考える優しい福祉じゃない部分もあるのです。高校生の方々が早い時期からヴェストラジョータランド県などの姉妹都市があるところに行って、こういうものをしっかりと勉強するという機会を、県として与えていくことも一つの使命じゃないかと私は思っているのです。いかがですか。

国際課長

若い頃からの交流、学生交流ということでございますが、例えば、メリーランドとの関係で申し上げますと、今年、直接の行き来ができない中、県立学校、私学協会、そういうところでオンラインでのやり取りや、ビデオをつくって送るなど、そういうことは継続してやっているところでございます。

今、ヴェストラとの交流を具体的にということでありましたが、例えば、そういう交流ができるところであれば、いろいろやり方があると思いますので、検討をさせていただきたいと思います。

鈴木委員

今、国際課長からお話しいただきました。私自身が5年前ぐらいの話になるから、今はどうか私も分からなければ、やはり私は、こういうきちんとした提携先があって、また向こう側も受入れをすごく喜んでいらっしゃるようございますから、もう一度考えてほしい。こういう時期でもありますから、学生さんのしっかりとした受皿として、オンライン等々の道を開いていただきながら、ある意味で違う意味での文化の中の介護とか福祉などというようなものを、ぜひとも高校生に私は見ていただきたいと要望して終わりたいと思います。